

(案)

水処理用薬剤売買単価契約書

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、水処理用薬剤
（以下「薬剤」という。）の売買単価について、次のとおり契約する。

第1条 薬剤の売買単価は、別表のとおりとする。

2 乙が甲に納める契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。
ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号に該当すると認められるときは、免除することができる。

第2条 この契約の期間は、令和7年 月 日から令和8年3月31日までとする。

第3条 乙は甲の指示により薬剤を納品するものとする。

第4条 乙は、前条により納品したときは、納品書を甲に提出するものとする。

第5条 乙はこの契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条 乙は、薬剤を納品しようとするときは、品質・規格・数量等について、甲の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格と決定した薬剤は、乙において甲の指定する期限内にこれを良品と取り替え、前項の規定に準じて再検査を受けなければならない。

3 前項の取り替えによって生ずる損害は、すべて乙の負担とする。

第7条 乙は、納品した薬剤に対し、1カ月ごとにとりまとめて請求するものとし、甲は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を乙に支払わなければならない。

2 乙は、1カ月使用の薬剤量を算出し、薬剤料金を甲に請求する。

第8条 第1条に定める契約単価を改訂する必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

第9条 乙の責に帰すべき理由により契約が履行されない場合において、甲が損害を受けたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

第10条 甲は、乙がつぎの事項に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第5条の規定に違反したとき。

(2) 乙がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められたとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当する場合。

イ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

ロ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ヘ 下請契約、資材又は原材料等の購入契約その他の契約をしようとする相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第11条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。次項において同じ。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下本条において「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名又は名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 3 前項の規定は、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を再委託しようとするときには適用しない。
- 4 受注者は、第2項前段の承諾を得た場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

第12条 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した遅延利息を請求することが出来る。

- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、発注者がこの契約に基づく第7条第2項の規定による契約代金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、受注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した遅延利息を請求することができる。

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上処理するものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し当事者の記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

住所	那覇市泉崎1丁目2番2号		
名称	沖縄県		
氏名	沖縄県知事	玉城 康裕	印

住所	
名称	
氏名	印

【 別 表 】					
品 名	規 格	予定数量 ※1,2	単位	単 価 (円)※3	備考
次亜塩素酸ソーダ	有効塩素 12%	3,500	kg		うち、消費税額 〇〇〇円〇〇銭
次亜塩素酸ソーダ (20kgキュービックテナー)	有効塩素 12%	25 (15)	缶		うち、消費税額 〇〇〇円〇〇銭
ポリ塩化アルミニウム	有効濃度 10%	400	kg		うち、消費税額 〇〇〇円〇〇銭
原塩	NaCl 98% 25kg	350 (30)	袋		うち、消費税額 〇〇〇円〇〇銭
硬度指示薬	ハイカラーL10	1	個		うち、消費税額 〇〇〇円〇〇銭
残留塩素測定DPD試薬	100包／箱	1	箱		うち、消費税額 〇〇〇円〇〇銭
防錆剤 (冷水、冷却水用)	ハイクリーンCC 非クロム系 固 形	50	kg		うち、消費税額 〇〇〇円〇〇銭
水ろ過用保安フィルター (冷水、散布水用)	250L／本 処分費含む	130	本		うち、消費税額 〇〇〇円〇〇銭
抗レジオネラ用空調水処理剤 (ハイクリーンMH-210と同等品)	10kg／缶	80	缶		うち、消費税額 〇〇〇円〇〇銭

※1:数量の()は、北部及び中部合同庁舎分のものです。

※2:予定数量は保証をしているものではありません。

※3:単価は消費税相当額を加算した金額である。

◎「取引に係る消費税額」は、消費税法第28 条第1 項及び第29 条の規定により、算出したもので契約金額に110 分の10 を乗じて得た額である。